

【別紙2】

令和7年度教育課程実践検証協力校事業の実施について**1 本事業の具体的な実施方法**

「教育課程実践検証協力校事業実施要項」の2(2)に記載することについて、当該学校を担当する国立教育政策研究所の担当調査官を定め、以下のとおり行います。

- 授業参観や、関係教員との意見交換
 - 学習指導等におけるCBT化に向けた取組の把握及び国立教育政策研究所の開発するCBT方式の問題の実践研究への協力
 - 実践に関して、助言や成果の検証
- ※ 本事業は、協力校から調査官等が情報の収集等を行うものであり、特別な研究に取り組んでいただくものではありません。

2 本事業の枠組み及び加配措置について**(1) 各教科等の教育課程に関するもの ※加配措置なし**

校種	対象教科等
幼稚園	幼稚園教育全般
小学校 ※義務教育学校前期課程を含む	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語活動・外国語、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動
中学校 ※義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭（技術分野）、技術・家庭（家庭分野）、外国語、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動
高等学校 ※中等教育学校後期課程を含む	<p>【共通教科等】 国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術（音楽）、芸術（美術）、芸術（工芸）、芸術（書道）、外国語、家庭、情報、理数、総合的な探究の時間、特別活動</p> <p>【専門教科】 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉</p>

(2) E-Assessmentに関するもの【全国50校程度】**【A枠（対象：公立学校）】 ※加配措置あり**

- 日々のドリルやテスト等のCBT方式の問題を、作成・開発していただきます（※）。その際、文部科学省が整備する「文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）」を活用していただけます。加えて、国立教育政策研究所が作成・開発するCBT方式の問題の実践研究に協力いただきます（一部の教科でお願いする予定です。）。
- ※ 協力校で作成・開発していただいたCBT方式の問題は、当該問題に関わる情報に加え、授業で活用して児童生徒の学習状況の把握に活用するとともに、その効果等について情報を提供していただきます。
- ※ 作成・開発していただいたCBT方式の問題は、全国公開していただくことを原則とします。ただし、公開する場合は、CBT方式の問題の作成・開発に当たっての著作権への配慮等の留意事項について、文部科学省が定める「問題作成用マニュアル第2章」に掲載されている＜デリバリ承認依頼の留意事項＞に記載されているとおり、テストを作成する際、使用する引用文や写真、図、イラストの著作権や肖像権については、学校及び設

置者（教育委員会）自身が MEXCBT での配信及び実施に係る利用許諾を取得済みのコンテンツであること、もしくは、学校及び設置者（教育委員会）自身が著作権を有するコンテンツであることを必ず御確認ください。また、作成したテストが、第三者の著作権、商標権、肖像権、名誉その他の権利・利益を侵害せず、また合法的なものであることを設置者（教育委員会）が必ず確認してください。公開後に、著作権や肖像権、プライバシー等に問題が生じた場合は、設置者（教育委員会）の責任において、当該問題の解決処理を行ってください。

（【MEXCBT 運用支援サイト】<https://support2.mexcbt.mext.go.jp/> 参照）

また、CBT 方式の問題の作成・開発に当たっての留意事項（著作権への配慮を含む）については、協力校の決定後にお知らせします。

- 令和 7 年度に募集する校種・対象教科については、以下のとおりです。

校種	対象教科
小学校 ※義務教育学校前期課程 を含む	国語、算数、理科、体育（保健領域）
中学校 ※義務教育学校後期課程 及び中等教育学校前期 課程を含む	国語、数学、理科、外国語
高等学校 ※中等教育学校後期課程 を含む	国語、数学、地理歴史〔地理総合〕、地理歴史〔歴史総合〕、 公民、物理、化学、生物・地学、外国語、情報（共通教科）

※ オンライン学習時代に向けた教育データの測定、分析及び活用の在り方等に係る検証に必要な情報等を収集する枠であり、加配措置の対象にしています。

【B 枠（対象：国立・公立・私立学校）】 ※加配措置なし

- 国立教育政策研究所が作成・開発する CBT 方式の問題の実践研究に協力いただきます。
○ 令和 7 年度に募集する校種・対象教科については、後日、改めて照会させていただきます。

(3) 学校全体で取り組むもの ※加配措置なし

○ カリキュラム・マネジメント

- ・対象校種：小学校・中学校・高等学校
- ・平成 29 年・30 年改訂学習指導要領で定められている、学校教育全体及び各教科等の指導を通じた資質・能力の育成に当たって、各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていく実践事例（効果的なカリキュラム・マネジメントに関する実践事例）の収集を行います。

○ 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成

- ・対象校種：小学校・中学校・高等学校
- ・平成 29 年・平成 30 年改訂学習指導要領で定められている、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成している実践事例（例えば、伝統や文化に関する教育、ESD などに関するもの）の収集を行います。

○ へき地教育

- ・対象校種：へき地の小学校又は中学校

※へき地教育振興法第五条の二第一項に規定する条例で指定するへき地学校及びこれに準ずる学校並びに同法第五条の三第一項に規定する条例で指定する学校とします。

- ・へき地の学校における教育課程の編成、指導方法等の工夫改善に関する実践事例の収集を行います。

3 協力校の決定について ※【別紙3】を参照

(1) 「各教科等の教育課程に関するもの」及び「学校全体で取り組むもの」の協力校決定方法

以下の①～②のとおり決定します。

① 候補校の事前照会及び承諾

令和7年1月下旬～令和7年2月上旬に、令和7年度候補校を当研究所調査官等により選定させていただきます。選定に際し、当研究所調査官等から各学校長に、依頼させていただきます。

その後、令和7年2月中旬を目途に、各学校に令和7年度候補校一覧を送付いたします。各学校においては、協力校として正式に承諾いただけるかについて、令和7年3月上旬までに回答いただきます。

② 候補校（追加）の事前照会及び承諾

令和7年4月上旬～中旬に、令和7年度候補校を当研究所調査官等より追加で選定させていただきます。選定に際し、当研究所調査官等から各学校長に、依頼させていただきます。

その後、令和7年5月中旬を目途に、各学校に令和7年度候補校（追加）一覧を送付いたします。各学校においては、協力校として正式に承諾いただけるかについて、令和7年5月下旬までに回答いただきます。

(2) 「E-Assessmentに関するもの」の協力校決定方法

【A枠（対象：公立学校）】 ※加配措置あり

- 「E-Assessmentに関するもの」 A枠は、公立学校が対象になります。

【B枠対象：国立・公立・私立学校】 ※加配措置なし

以下の①～③のとおり決定します。

① 候補校の事前照会及び承諾

令和7年1月下旬～令和7年2月上旬に、令和7年度候補校を当研究所調査官等により選定させていただきます。選定に際し、当研究所調査官等から各学校長に、依頼させていただきます。

その後、令和7年2月中旬を目途に、各学校に令和7年度候補校一覧を送付いたします。各学校においては、協力校として正式に承諾いただけるかについて、令和7年3月上旬までに回答いただきます。

② 各学校からの希望

令和7年2月中旬～3月上旬に、上記①の候補校に加え、より広く情報やデータを集めるため、協力いただける学校の希望をお願いする予定です。御希望いただける場合には学校調査用紙を御提出いただく予定であり、詳細につきましては、後日連絡いたします。

※学校数などの都合上、全ての学校を協力校とできない場合があることを御了承願います。
学校調査用紙を基に選考させていただく予定です。

③ 候補校（追加）の事前照会及び承諾

令和7年4月上旬～中旬に、令和7年度候補校を当研究所調査官等より追加で選定させていただきます。選定に際し、当研究所調査官等から各学校長に、依頼させていただきます。

その後、令和7年5月中旬を目途に、各学校に令和7年度候補校（追加）一覧を送付いたします。各学校においては、協力校として正式に承諾いただけるかについて、令和7年5月下旬までに回答いただきます。

4 その他

（1）協力を依頼する期間

- 原則として1年間

（2）経費措置

○ 原則、協力校に対する経費措置は行わないほか、本事業に関して当研究所の職員が訪問するのに要する経費の負担を求めることがありません。

（3）個々の学校にお願いすること等

○ 当研究所職員による訪問の際に学習指導案等の資料を提供いただいたり、訪問後に本事業の成果の把握のため、担当調査官から所要の資料提供をお願いしたりする場合がありますが、年度末に報告書等を作成・提出いただく必要はありません。

○ 授業参観や関係職員との意見交換等を目的として、年1回（必要に応じて年2回以上あり）、担当調査官が協力校を訪問させていただきます。